

「那覇市エクスカーション実施支援補助金」の交付手続きについて

1. 制度内容

那覇市内で開催されるミーティング・インセンティブトラベル・コンベンション参加者のエクスカーション実施に要する経費に対し補助金を交付するもの。

2. 補助対象

補助金の交付の対象となるエクスカーションは、次の（１）に該当し、かつ（２）または（３）のいずれかに該当するものとする。

- （１）エクスカーションとは、ミーティング・インセンティブトラベル・コンベンションに伴い、その主催者又は主催者から委託を受けた者が企画し実施する、沖縄の文化、社会、自然、歴史等を体験するコンテンツを含む観光、視察等を指すものとする。
- （２）ミーティング及びインセンティブについては、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。
 - ア. エクスカーション前後におけるミーティング・インセンティブトラベルの沖縄県外（海外を含む）からの参加者の市内延べ宿泊が90人泊以上であること。
 - イ. エクスカーションのために那覇市内の施設を1つ以上訪問すること。
 - ウ. エクスカーション参加者が合計30名以上であること。（複数コースを設定することも可とし、それらの合計が30名以上である場合も対象とする。）
 - エ. 実施の時期が、1月、4月、5月、6月、又は12月のいずれかの月が含まれること。
- （３）コンベンションについては、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。
 - ア. 沖縄県外参加者（海外を含む）が100名以上であり、かつ、公式日程の会議、懇親会等の会場が那覇市内で開催されるもの。
 - イ. エクスカーションのために那覇市内の施設を1つ以上訪問すること。
 - ウ. エクスカーション参加者が合計30名以上であること。（複数コースを設定することも可とし、それらの合計が30名以上である場合も対象とする。）
 - エ. 次のいずれかに該当すること
 - （ア）学術的、技術的な研究発表を目的とした会議に係るエクスカーションであること。
 - （イ）学術的、技術的な研究発表を目的とした会議以外の会議に係るエクスカーションであって、その実施期間に1月、4月、5月、6月、又は12月のいずれかの月が含まれること。

3. 対象経費及び補助率

交付の対象となる経費区分		補助率等
輸送費	車両借り上げ料	補助上限額： 1 催事につき 20 万円 補助率： 補助対象経費の 2 分の 1 以内
交通費	公共交通機関の利用料など	
ガイド料	自然ガイド、まち巡りガイドなど	
通訳費	外国語通訳者	
入館料 施設利用料	観光施設の入館料、施設利用に係る費用など	
その他	その他実施に必要と市長が認める経費	

4. 申請について【エクスカーションの実施前】

エクスカーションを実施する約1か月前までに、以下の提出書類一式をご提出ください。

- (1) 那覇市エクスカーション実施支援補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 実施計画書（第1号様式の2）
- (3) 収支予算書（第1号様式の3）
- (4) 債権者登録申請書兼口座振替依頼書 ※振込先口座は日本国内の金融機関に限る。
- (5) 誓約書（第2号様式）
- (6) 振込先口座情報（金融機関名・口座番号・口座名義）がわかる書類
- (7) 参加者名簿

ア 参加者の氏名と、海外参加者は出発地または所在地の国名、沖縄県外参加者は出発地または所在地の都道府県名の2点の記載が必須

イ ミーティング・インセンティブトラベルについては、アに加えて宿泊施設と宿泊日数を記載すること

- (8) 主催者から委任を受けた者が申請を行う場合にあっては、委任状(第1号様式の4)及び当該エクスカーションの企画及び運営に係る委託契約書等の写し
- (9) その他市長が必要と認める書類

※(1)(2)(3)(4)(5)(8)の様式は、那覇市のHPからダウンロードいただけます。

申請書を審査した結果、適当と認められれば補助金交付の決定通知を送付いたします。

(注) 正式に書類を提出される前に、提出する予定の書類一式をメールで送付いただき、事前チェックを受けていただくと手続きがスムーズになります。

5. 実績報告について【エクスカーシンの開催後】

エクスカーション実施後速やかに、以下の提出書類一式をご提出ください。

- (1) 那覇市エクスカーション実施支援補助金実施報告書（第8号様式）
- (2) 実績報告書（第8号様式の2）
- (3) エクスカーション収支決算書（第8号様式の3）
- (4) 市内延べ宿泊人数が分かる資料（宿泊証明書または任意様式）
- (5) 補助対象経費を証する領収書の写し等
- (6) エクスカーション実施時の写真など実施状況がわかる資料
- (7) その他市長が必要と認める書類

※(1)(2)(3)の様式は、那覇市のHPからダウンロードいただけます。

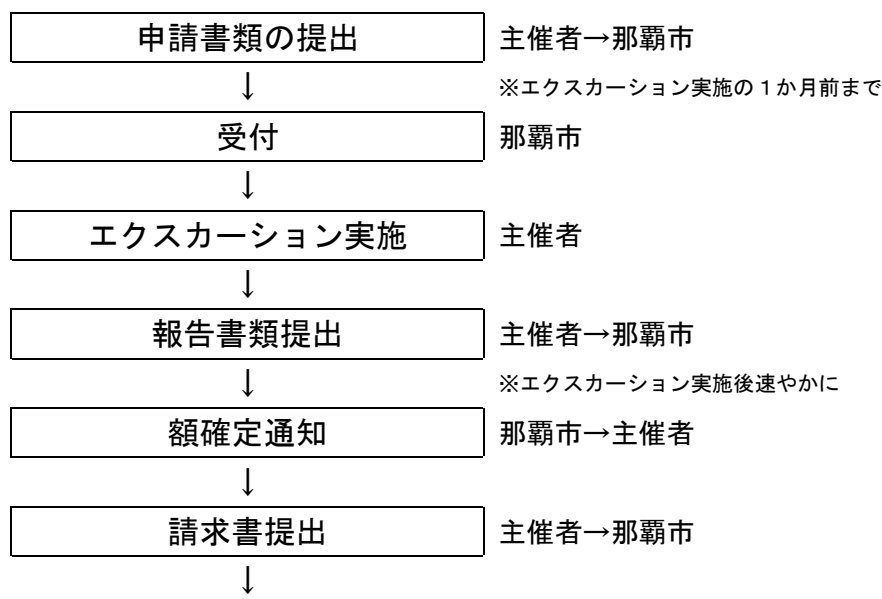
6. 請求について

額確定通知到着後速やかに、以下の提出書類をご提出ください。

提出書類：請求書（任意様式） ※宛名は「那覇市長宛」と記載すること。

補助金の支払いには、適正な書類を提出いただいてから1ヶ月程度の期間がかかりますので、予めご了承ください。

7. 申請から交付までの流れ



補助金交付

那覇市→主催者

提出書類 チェックリスト

申請・報告時の提出書類について、用意ができた書類項目を確認してください。

提出書類		チェック
■申請時		
(1)	那覇市エクスカッション実施支援補助金交付申請書（第1号様式）※押印要	☐
(2)	実施計画書（第1号様式の2）	☐
(3)	収支予算書（第1号様式の3）	☐
(4)	エクスカッションの実施内容がわかる行程表など	☐
(5)	債権者登録申請書兼口座振替依頼書	☐
(6)	誓約書（第2号様式）	☐
(7)	振込先口座情報（金融機関名・口座番号・口座名義）がわかる書類	☐
(8)	参加者名簿 ア 参加者の氏名と、海外参加者は出発地または所在地の国名、沖縄県外参加者は出発地または所在地の都道府県名の2点の記載が必須 イ ミーティング・インセンティブトラベルについては、アに加えて宿泊施設と宿泊日数を記載すること	☐
(9)	※主催者から委任を受けた者が申請を行う場合のみ 委任状(第1号様式の4)及び当該エクスカッションの企画及び運営に係る委託契約書等の写し	☐
■報告時		
(1)	那覇市エクスカッション実施支援補助金事業実績報告書（第8号様式）	☐
(2)	実績報告書（第8号様式の2）	☐
(3)	エクスカッション収支決算書（第8号様式の3）	☐
(4)	市内延べ宿泊人数が分かる資料（宿泊証明書または任意様式）	☐
(5)	補助対象経費を証する領収書の写し等	☐
(6)	エクスカッション実施時の写真、配布資料など実施状況が分かる資料	☐
■請求時		
(1)	請求書（任意様式） ※宛名は「那覇市長」宛てと記載とすること。	☐